



平成 27 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ロイヤルホテル
代 表 者 代表取締役社長 川崎 亨
(コード番号 9 7 1 3 東証第 2 部)
問い合わせ先 総務チーム長 眞田 政典
(TEL. 0 6 - 6 4 4 8 - 1 1 2 1)

当社の子会社における賃料減額確認請求訴訟に関するお知らせ

当社の子会社は、係争中の標題訴訟について、下記のとおり、平成 27 年 9 月 9 日付にて東京高等裁判所より判決を受けましたので、お知らせいたします。

記

平成 27 年 1 月 29 日に公表した「当社の子会社における賃料減額確認請求訴訟に関するお知らせ」のとおり、本訴訟は、当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングが賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）に対して、平成 21 年 3 月分以降の賃借料につき借地借家法第 32 条に基づいて提起した賃料減額確認請求訴訟であります。

平成 27 年 1 月 26 日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、平成 26 年 1 月 16 日までの賃料差額相当額 11 億 2,677 万 4,656 円、平成 26 年 1 月 16 日までの相当額に係る遅延損害金 3 億 5,206 万 9,482 円及び平成 26 年 1 月 17 日以降における賃料差額相当額を完済するまでの遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。当社及び当社の子会社は当該判決の内容及びその理由を不服とし、平成 27 年 2 月 4 日付で当社の子会社が東京高等裁判所に控訴しておりました。

本訴訟に関して、平成 27 年 9 月 9 日付で、東京高等裁判所より、当社の子会社の請求を棄却する等の判決が言い渡されました。

本判決に関する今後の対応及び業績に与える影響は、確定次第速やかにお知らせいたします。

以上